

(東京労働局) 雇用保険電子申請処理に係る担当部署 (施設) について

日頃より雇用保険業務の運営につきましては格別のご理解、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

東京労働局における雇用保険電子申請については下記のとおり業務を分担しておりますのでお知らせします。

記

- **雇用保険の資格取得・喪失に係るお届**け (品川所・渋谷所管轄を除く)
→東京労働局雇用保険電子申請事務センター 03-5791-3061
- **雇用保険の資格取得・喪失に係るお届**け (品川所・渋谷所管轄)
→東京労働局雇用保険電子申請事務センター 池袋分室 03-5957-1450
- **雇用継続給付及び育児休業給付に関するご申請**
(高年雇用年齢継続給付受給資格確認の飯田橋所・品川所管轄を除く)
→東京労働局雇用保険電子申請事務センター 飯田橋分室 03-5803-9811
- **高年齢雇用継続給付受給資格確認に関するご申請** (飯田橋所・品川所管轄)
→東京労働局雇用保険電子申請事務センター 03-5791-3061
- **雇用保険適用事業所関係のお届**け (設置届、各種変更届、適用事業所非該当承認申請等)、
前職喪失未処理・期間重複に関する処理、資格取得届出確認照会票、兼務役員・同居の親族・在宅勤務雇用実態証明書、離職票の補正関係の業務※
→各管轄公共職業安定所 (ハローワーク)

※既に発行済みの離職票 (電子申請事務センターで審査したものを含む) の記載内容について疑義がある場合 (離職票の補正と呼んでいます) は、事業所を管轄するハローワークよりご連絡をいたします。特に、最終月の賃金が未計算と記載してご提出いただいた場合などは、賃金計算確定後の金額を確認させていただくこととなりますので、あらかじめご承知おきください。なお、発行前 (審査段階) の確認事項については、上記の各担当部署よりご連絡させていただきます。

お届・申請の内容により担当が異なりますので、お問い合わせの際は上記の担当部署 (施設) へご確認いただきますようお願いいたします。

東京労働局からのお知らせ

- ・働き方改革推進支援助成金問い合わせ先 WEB サイト（東京労働局 HP：申請全般についてのご案内）

https://jsite.mhlw.go.jp/tokyo-roudoukyoku/news_topics/kyoku_oshirase/_120743/_122923.html

- ・パート・アルバイトで働く方が「年収の壁」を意識せずに働ける環境づくりを後押しします。

https://www.mhlw.go.jp/stf/taiou_001_00002.html

- ・年収の壁対策として、労働者1人につき最大50万円助成します！
キャリアアップ助成金（社会保険適用時処遇改善コース）のご案内

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/syakaihoken_tekiyou.html

- ・悩める経営者のワン・ストップ無料相談を実施しています。
東京働き方改革推進支援センターのご案内

<https://hatarakikatakaikaku.mhlw.go.jp/consultation/tokyo/>

- ・従業員の人材育成、スキルアップに助成金をご活用ください！
人材開発支援助成金のご案内

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/d01-1.html

- ・改正高年齢者雇用安定法が令和3年4月に施行されました。
70歳までの高年齢者就業機会確保措置について

<https://www.mhlw.go.jp/content/11700000/001245652.pdf>

- ・希望する離職者のマイナポータルに「離職票」を直接送付するサービスを開始します
令和7年1月20日から

<https://www.mhlw.go.jp/content/11600000/001353550.pdf>

- ・労働保険（年度更新、名称・所在地変更等）の手続きも電子申請をご利用ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/hoken/denshi-shinsei.html

- ・育児休業給付等専用のコールセンターを設置します（令和7年11月17日～）。

<https://www.mhlw.go.jp/content/11600000/001593629.pdf>

- ・12月は職場のハラスメント撲滅月間です！ハラスメントのない職場づくりに取り組みましょう。（東京労働局 HP 12月は「職場のハラスメント撲滅月間」です）

https://jsite.mhlw.go.jp/tokyo-roudoukyoku/news_topics/houdou/20181217kikakuka_00038.html